

## 訓練時における安全管理の現状と課題

### 現 状

#### 1 訓練時における事故等の発生状況について（資料2～3）

近年の事故発生状況の推移をみると、若干増加傾向にあり、中でも消防団員の訓練中の事故発生が増えてきている傾向がみられる。

また、ヒヤリハット事例を含めた事故の発生状況の分析から、救助訓練中の発生が最も多く、次いで火災訓練中の発生が多い傾向であることが分かる。

#### 2 訓練時の安全管理体制について（資料4～6）

##### （1）消防における訓練時の安全管理体制について

これまで消防庁では、昭和58年に訓練時における安全管理に関する要綱（以下「要綱」という）や訓練時における安全管理マニュアル（以下「マニュアル」という）を作成し、各消防本部等へ周知してきた。また訓練中に重大事故が発生した場合には、再発防止として注意喚起の内容を通知するなど対応を図ってきた。

##### （2）訓練時における安全管理マニュアルについて

昭和58年に策定されたマニュアルは、総論、各論、資料の三部構成。総論部分では主に要綱に基づいた訓練時の安全管理体制、各論部分ではそれぞれの操法の安全管理のポイントが集約された内容、資料部分はロープ結索の種類や特徴について記載がされている。

### 課 題

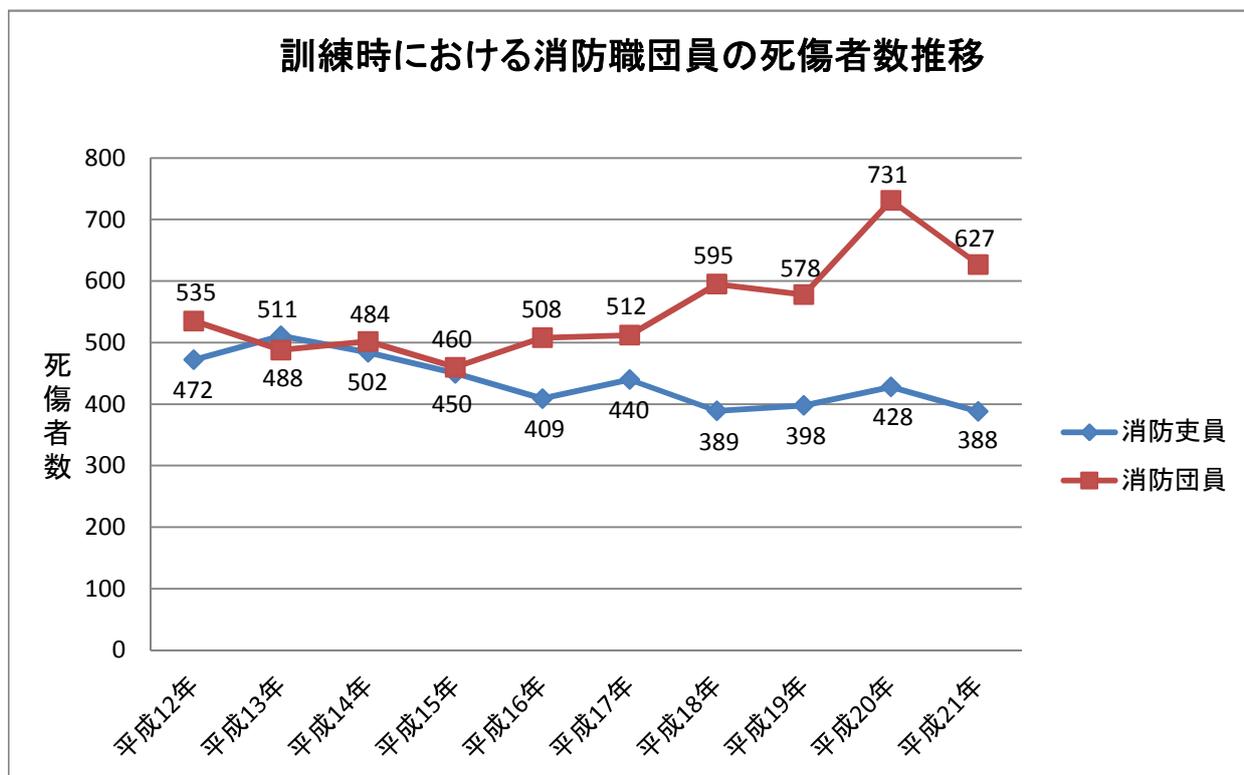
- ・ 各消防本部等において、訓練時の安全管理をどのように行っているのか、その取り組み状況や、要綱・マニュアルの整備・運用状況などの実態把握が必要ではないか。
- ・ マニュアルは昭和58年に策定されて以来、見直しが行われていない。時代に沿った内容になっているのか、また実際の事故の発生状況等を踏まえた項目の見直し等の検証が必要ではないか。
- ・ マニュアルの総論部分に、熱中症対策などの健康管理面などについても記載すべきではないか。
- ・ マニュアルが作成された当初より消防救助操法が新規に追加されているが、それらの追加の有無について検討が必要ではないか。

## 訓練時における消防職団員の死傷者数推移

【消防防災・震災対策現況帳により作成】

	事 故 件 数		
	消防職員	消防団員	合 計
平成21年	388	627	1,015
平成20年	428	731	1,159
平成19年	398	578	976
平成18年	389	595	984
平成17年	440	512	952
平成16年	409	508	917
平成15年	450	460	910
平成14年	484	502	986
平成13年	511	488	999
平成12年	472	535	1,007

単位：人



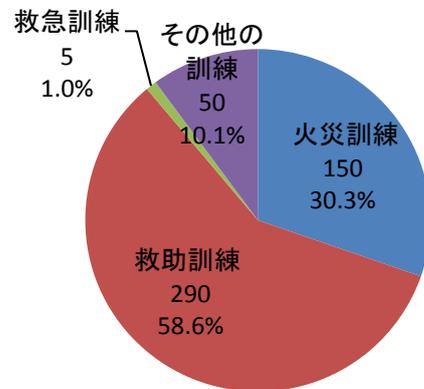
## 演習訓練時における事故等(ヒヤリハット含む。)の発生状況

(注) 当該データは、消防職団員を対象として平成17年から平成21年の5年間に於いて収集した事例(N=2,652)であるが、主に消防職員の「演習訓練」(n=495)について訓練種別の発生状況等についてデータ化したものである。  
本データは、実際起こった事故の他ヒヤリハット事例も含まれている。よって当該データに記述される事故等発生数等は、実際の発生件数とは一致しない。

### 1 演習訓練時の事故等発生数

訓練種別	事故等発生数	割合
火災訓練	150	30.3%
救急訓練	5	1.0%
救助訓練	290	58.6%
その他の訓練	50	10.1%
計	495	100.0%

図1 演習訓練時の事故等発生数

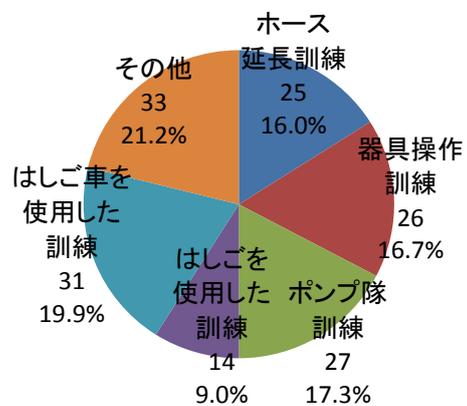


### 2 訓練種別の活動内容ごとの事故発生数

#### (1) 火災訓練

活動内容	事故等発生数	割合
ホース延長訓練	25	16.0%
器具操作訓練	26	16.7%
ポンプ隊訓練	27	17.3%
はしごを使用した訓練	14	9.0%
はしご車を使用した訓練	31	19.9%
その他	33	21.2%
計	156	100.0%

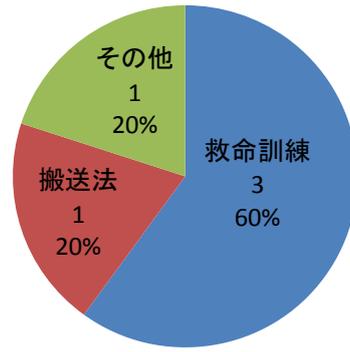
図2 火災訓練時の活動内容別発生件数



(2)救急訓練

活動内容	事故等発生数	割合
救命訓練	3	60.0%
搬送法	1	20.0%
その他	1	20.0%
計	5	100.0%

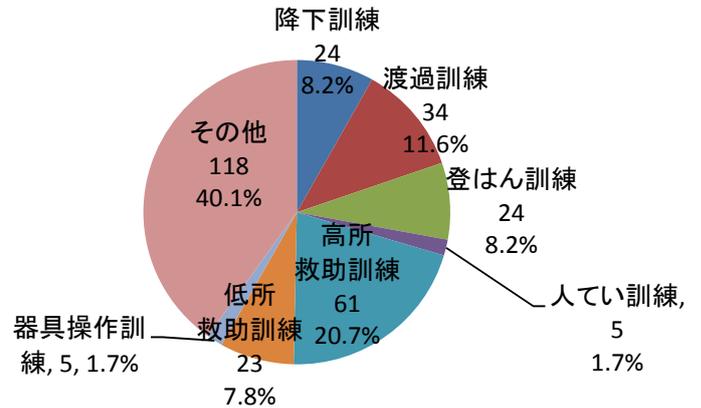
図3 救急訓練時の活動内容別発生件数



(3)救助訓練

活動内容	事故等発生数	割合
降下訓練	24	8.2%
渡過訓練	34	11.6%
登はん訓練	24	8.2%
人てい訓練	5	1.7%
高所救助訓練	61	20.7%
低所救助訓練	23	7.8%
器具操作訓練	5	1.7%
その他	118	40.1%
計	294	100.0%

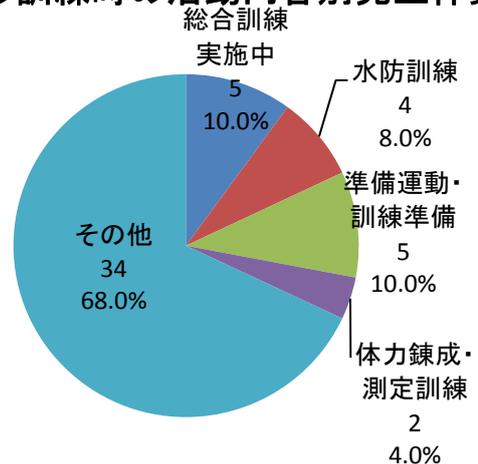
図4 救助訓練時の活動内容別発生件数



(4)その他の訓練

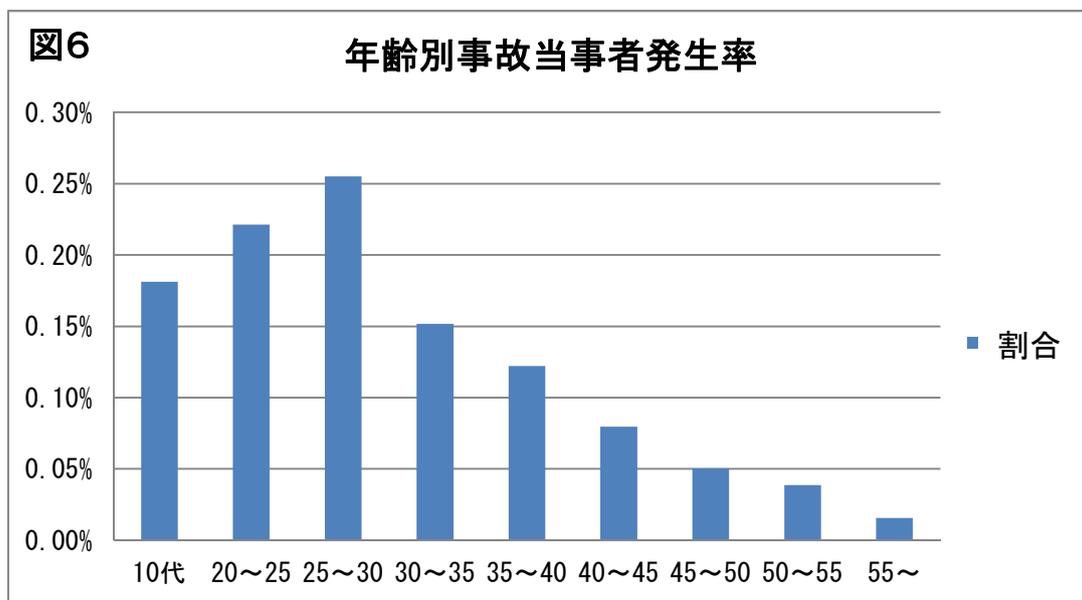
活動内容	事故等発生数	割合
総合訓練実施中	5	10.0%
水防訓練	4	8.0%
準備運動・訓練準備	5	10.0%
体力錬成・測定訓練	2	4.0%
その他	34	68.0%
計	50	100.0%

図5 その他の訓練時の活動内容別発生件数



### 3 年齢別体事故当事者数(有効回答より抽出)

年齢	計	構成比	吏員数※	割合
10代	15	1.8%	8,272	0.18%
20～25	133	15.9%	60,074	0.22%
25～30	237	28.4%	92,875	0.26%
30～35	175	21.0%	115,368	0.15%
35～40	98	11.8%	80,197	0.12%
40～45	59	7.1%	74,048	0.08%
45～50	48	5.8%	95,413	0.05%
50～55	50	6.0%	129,677	0.04%
55～	19	2.3%	122,050	0.02%
計	834	100.0%		



# ○消防における訓練時の安全管理について

消防における訓練時の安全管理体制については、「〇〇消防における訓練時安全管理要綱（案）」により規定されている。

また、訓練時の安全管理をより一層効果的に実施するために、各消防本部で広範囲に実施されている消防操法及び消防救助操法を採り上げ、個々の訓練ごとの安全管理のポイントを取りまとめた、「訓練時における安全管理マニュアル」を作成し、各消防本部等へ参考とするよう通知している。

※いずれも、昭和 56 年に設置された「消防活動対策研究会」により検討が進められたもので、昭和 58 年の「安全管理体制の整備について（通知）」の通知により、示されている。

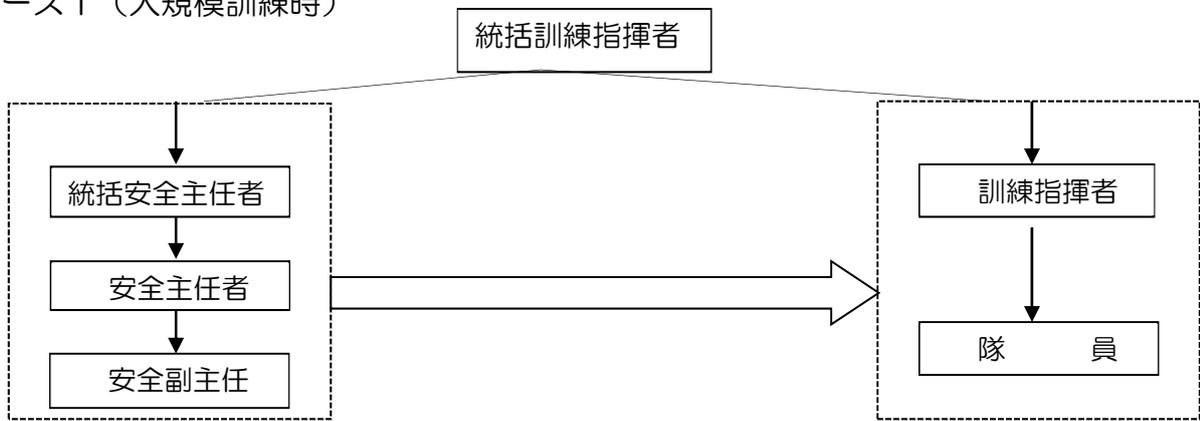
## 1 〇〇消防における訓練時安全管理要綱（案）

本要綱では、各種訓練を通常訓練と大規模訓練に区分し、訓練の規模、内容などを考慮し、それぞれに即した安全管理体制を整備することとしている。

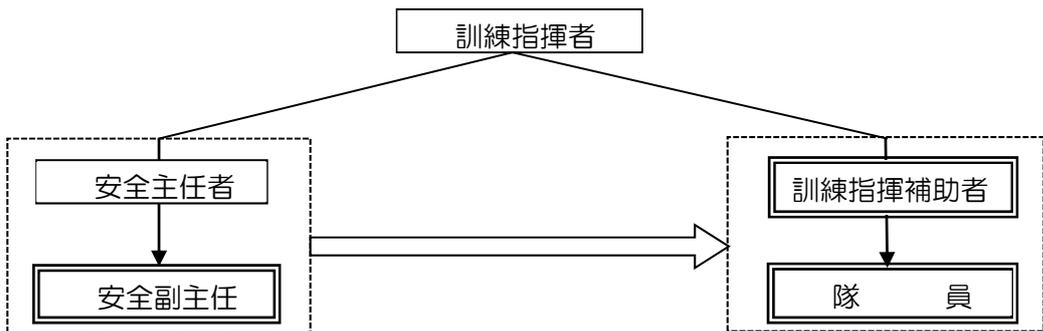
その他、それぞれ安全管理にあたる主任者や指揮者の職務、訓練計画の策定や教育、記録などについて定められている。

<体制の例>

ケース1（大規模訓練時）



ケース2（通常訓練時）



## 2 訓練時における安全管理マニュアル

- 訓練については、各操法訓練の基準及びその解説書等で安全管理のポイントが述べられているにとどまっていたが、当時作成された訓練時の安全管理マニュアルは、これらの安全管理のポイントを各操法訓練ごとに集大成し、作成したものであり、各訓練の安全管理のポイントと事故事例を掲載したものであった。
- マニュアルは、「1 総論」、「2 各論」、「3 資料」の3部構成。

### 「1 総論」

主に訓練時安全管理要綱をもとに、訓練時の安全管理体制について記載。

### 「2 各論」

消防用器具操法、はしご自動車操法及び消防救助操法の各訓練について安全管理上の主要注意事項を具体的に列挙したもの。

なお、マニュアル内には以下の点が留意点としてあげられている。(以下抜粋)

#### <マニュアル利用にあたっての留意点>

##### ① 消防操法の基準との関係

本マニュアルは「消防操法の基準」(昭和47年5月11日消防庁告示第2号)、「消防救助操法の基準」(昭和53年9月14日消防庁告示第4号)と一体をなすものであり、訓練の実施にあたっては、これらの基準について熟知しておく必要がある。

##### ② 安全管理のポイントについて

本マニュアルにおける安全管理のポイントは、各訓練を実施するにあたり一般的に注意しなければならない主な事項を列挙したものであり、すべてのポイントを網羅したものではない。訓練の実施にあたっては、本マニュアルで採り上げたポイントに留意するとともに、訓練の規模、内容、隊員の練度等を考慮し、安全マット、安全ネットの使用、保安帽(ヘルメット)の着装等、安全管理の徹底を図る必要がある。

##### ③ 使用資器材について

本マニュアルには使用資器材のうち主要なものを掲げており、また、隊員の着装する保安帽、手袋等については除いているので、訓練の実施にあたっては、訓練の内容により安全マット、安全ネット等を使用資器材に追加するとともに、隊員の保安帽等にも配慮する必要がある。

### 「3 資料」

ロープ結索の種類及び特徴

(昭和 58 年 7 月 26 日付け消防消第 90 号通知)

## 〇〇消防における訓練時安全管理要綱 (案)

### 第 1 章 総則

### 第 2 章 安全管理体制

#### 第 1 節 大規模訓練時における安全管理体制

#### 第 2 節 通常訓練時における安全管理体制

### 第 3 章 安全管理業務

### 第 4 章 記録等

※ 本内容は、昭和 58 年消防消第 90 号通知に記載されている要綱 (案) を、表で示すことで、見やすくしたもの。留意事項についても、通知文に掲載されているものを条文に対比させて表記したもの。

要綱（案）条文	留意事項
<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この要綱は、〇〇消防安全管理規程（昭和 年 月 日訓令第〇〇号）第十条に基づき、訓練時の安全管理に関する必要な事項を定め、事故防止に資することを目的とする。</p> <p>（訓練の計画的実施）</p> <p>第二条 消防長又は所属長は、訓練を安全、確実に実施できるよう年間計画及び月間計画をたて、計画的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>（所属長の責務）</p> <p>第三条 所属長（消防本部にあつては総務課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。）は、消防における訓練の重要性を十分認識するとともに、安全管理の責任者として訓練時の事故防止に努めなければならない。</p> <p>第二章 安全管理体制</p> <p>第一節 大規模訓練時における安全管理体制</p> <p>（統括安全主任者等）</p> <p>第四条 2以上の消防署にまたがり実施する訓練等消防長が別に定める訓練（以下「大規模訓練」という。）を実施する場合は、当該訓練の安全を確保するため、統括安全主任者、大規模訓練安全主任者及び必要に応じて大規模訓練安全副主任を置かなければならない。</p> <p>二 前項の統括安全主任者、大規模訓練安全主任者及び大規模訓練安全副主任の配置に関する基準は、別に定めるところによる。</p> <p>（統括安全主任者の職務）</p> <p>第五条 統括安全主任者は、大規模訓練時において大規模訓練安全主任者及び大規模訓練安全副主任を指導監督するとともに、当該訓練の安全管理について統括し、統括訓練指揮者を補佐する。</p>	<p>&lt;一般的留意事項&gt;</p> <p>（本要綱案の趣旨）</p> <p>本要綱案は、消防の訓練には危険が伴うものがあることから、訓練の規模に応じた安全管理体制を整備し、制度的に安全管理の徹底を図り事故の防止及び軽減に資することを目的として訓練時における安全管理体制のあり方の一例を示したものである。</p> <p>&lt;個別的留意事項&gt;</p> <p>（1）第四条、第八条関係</p> <p>統括安全主任者、（大規模訓練）安全主任者、（大規模訓練）安全副主任者は、訓練の規模に応じ配置し、その基準については、別途消防長、所属長が定めることとしている。この基準の策定にあたっては、訓練の規模、内容等に応じて配置する人員、予定される職名等できるだけ具体的に定める必要がある。</p>

(大規模訓練安全主任者の職務)

第六条 大規模訓練安全主任者は、大規模訓練における安全管理の推進者として、統括安全主任者を補助するとともに、次に掲げる事務を掌理する。

- 一 訓練計画における安全管理に関すること。
- 二 訓練場所（施設）及び使用資器材の点検に関すること。
- 三 訓練時の監視及び事故防止に関すること。
- 四 その他訓練時の安全管理に関すること。

(大規模訓練安全副主任者)

第七条 大規模訓練安全副主任は、統括安全主任者及び大規模訓練安全主任者の指示を受け、訓練時の安全管理に関する事務を補助する。

## 第二節 通常訓練時における安全管理体制

(安全主任者等)

第八条 大規模訓練以外の訓練（消防長が別に定める軽易な訓練を除く。以下「通常訓練」という。）を実施する場合は、安全主任者及び必要に応じ安全副主任を置かなければならない。

- 二 前項の安全主任者及び安全副主任の配置に関する基準は、所属長が別に定めるものとする。

(安全主任者の職務)

第九条 安全主任者は、通常訓練時において安全副主任を指導監督し、当該訓練の安全管理について統括するとともに、第六条各号に掲げる事項を掌理する。

(安全副主任の職務)

第十条 安全副主任は、安全主任者の指示を受け訓練時の安全管理に関する事務を補助する。

## 第三章 安全管理業務

(訓練計画)

第十一条 消防長又は所属長は、別に定める訓練を実施する場合には、統括訓練指揮者又は訓練指揮者にあらかじめ訓練計画を作成させなければならない。

- 二 訓練計画には、次の各号に定める事項を定めなければ

(2) 第十一条関係

訓練計画、安全管理計画は、表裏一体を成すものであるが、訓練を安全・確実にまた効果的に実施するためには綿密な計画を立てる必要がある。訓練計画は、訓練を統括指揮す

ならない。

- 一 訓練の日時
- 二 訓練の種目
- 三 訓練計画作成者職（階級）氏名
- 四 訓練の目標及び内容
- 五 指揮者名（大規模訓練にあつては、統括訓練指揮者名及び訓練指揮者名）、安全主任者名（大規模訓練にあつては、統括安全主任者名及び大規模訓練安全主任者名）及び当該訓練におけるそれぞれの任務分担
- 六 訓練場所及び使用資器材
- 七 訓練参加職員数
- 八 訓練における安全管理に関する事項
- 九 その他必要な事項

三 統括訓練指揮者又は訓練指揮者は、前項に定める訓練計画の内容のうち安全管理に関する事項（以下「安全管理計画」という。）については、統括安全主任者又は安全主任者と協議し作成しなければならない。

#### （安全管理計画）

第十二条 統括安全主任者又は安全主任者は、前条に定める安全管理計画に従い安全管理業務を円滑に実施するため、訓練を実施前、実施中、実施後の3段階に区分した安全管理事項を定めるとともに、必要に応じ安全点検表を作成しなければならない。

#### （訓練前教育）

第十三条 統括訓練指揮者又は訓練指揮者は、訓練を実施する場合には、訓練の内容及び方法等の説明を十分行うとともに、展示、個人指導等必要な教育を行わなければならない。

#### （統括訓練指揮者）

第十四条 統括訓練指揮者及び訓練指揮者は、訓練時において職員を直接指揮監督する者として、安全管理計画に十分留意し、訓練計画に沿った訓練を実施するとともに、常に訓練の実施状況を的確に把握し職員の事故防止に努めなければならない。

#### （統括安全主任者、大規模訓練安全主任者及び安全主任者の措置）

第十五条 統括安全主任者及び大規模訓練安全主任者又は安全主任者は、第十一条に基づく安全管理計画及び

る統括訓練指揮者、訓練指揮者が作成することとなるが、計画策定にあたっては、訓練種目の選定、訓練場所の選定及び人員資器材の配置等について訓練が有効に実施できるよう配慮する必要がある。

また安全管理計画については、統括安全主任者、安全主任者と協力して作成することとなるが、作成にあたっては、実効のある内容となるよう個々具体的な安全管理事項を記載するよう努める必要がある。

#### （3）第十二条関係

安全管理事項の策定及び安全点検表の作成は、安全管理業務を円滑にするためのものであるので、利用に便利なように様式等に工夫をこらすことが望まれる。

#### （4）第十三条関係

軽易で危険を伴わず日常的に実施している訓練であっても訓練指揮者は、訓練を効果的にかつ安全に実施できるよう訓練実施者の練度に合わせ、展示あるいは説明等により事前に訓練内容の周知徹底を図る必要がある。

第十二条に基づき必要に応じ作成する安全点検表に従い、当該訓練が安全確実に実施されるように監視するとともに、改善すべき事項を認めた場合は、統括訓練指揮者又は訓練指揮者に改善措置を具申しなければならない。

二 前項において公務災害発生の急迫した危険があるときは、職員に対し直接訓練の中止等に必要な措置を講ずることができる。

(職員の職務等)

第十六条 職員は、訓練を通じ厳正な規律の確保及び適切な部隊行動並びに必要な消防技術の習得に励むとともに、自己管理を基本とした責任感と相互信頼感を堅持し、訓練の事故防止に努めなければならない。

二 職員は、統括訓練指揮者及び訓練指揮者の安全管理上の指示に従わなければならない。

(訓練終了時の検討)

第十七条 統括訓練指揮者又は訓練指揮者及び統括安全主任者又は安全主任者は、訓練終了後、訓練参加職員の一部又は全部の参加を求め、事後検討を行わなければならない。

#### 第四章 記録等

(記録等)

第十八条 統括訓練指揮者又は訓練指揮者は、次に掲げる訓練に関する記録を整備し、必要に応じ消防長又は所属長に報告しなければならない。

- 一 訓練計画に関する記録
- 二 訓練の実施に関する記録
- 三 訓練中の事故に関する記録
- 四 その他の訓練に関する記録

二 統括安全主任者又は安全主任者は、次に掲げる、訓練の安全管理に関する記録を整備し、必要に応じ消防長又は所属長に報告しなければならない。

- 一 訓練において講じた安全管理上の措置に関する記録
- 二 安全点検表に関する記録
- 三 事後検討に関する記録
- 四 その他訓練における安全管理に関する記録

(5) 第十八条関係

訓練に関する各種記録については、常に整理し活用できるよう必要に応じ保存をしておく必要がある。

(補則)

第十九条 この要綱を実施するにあたり、必要な事項は、別に定める。

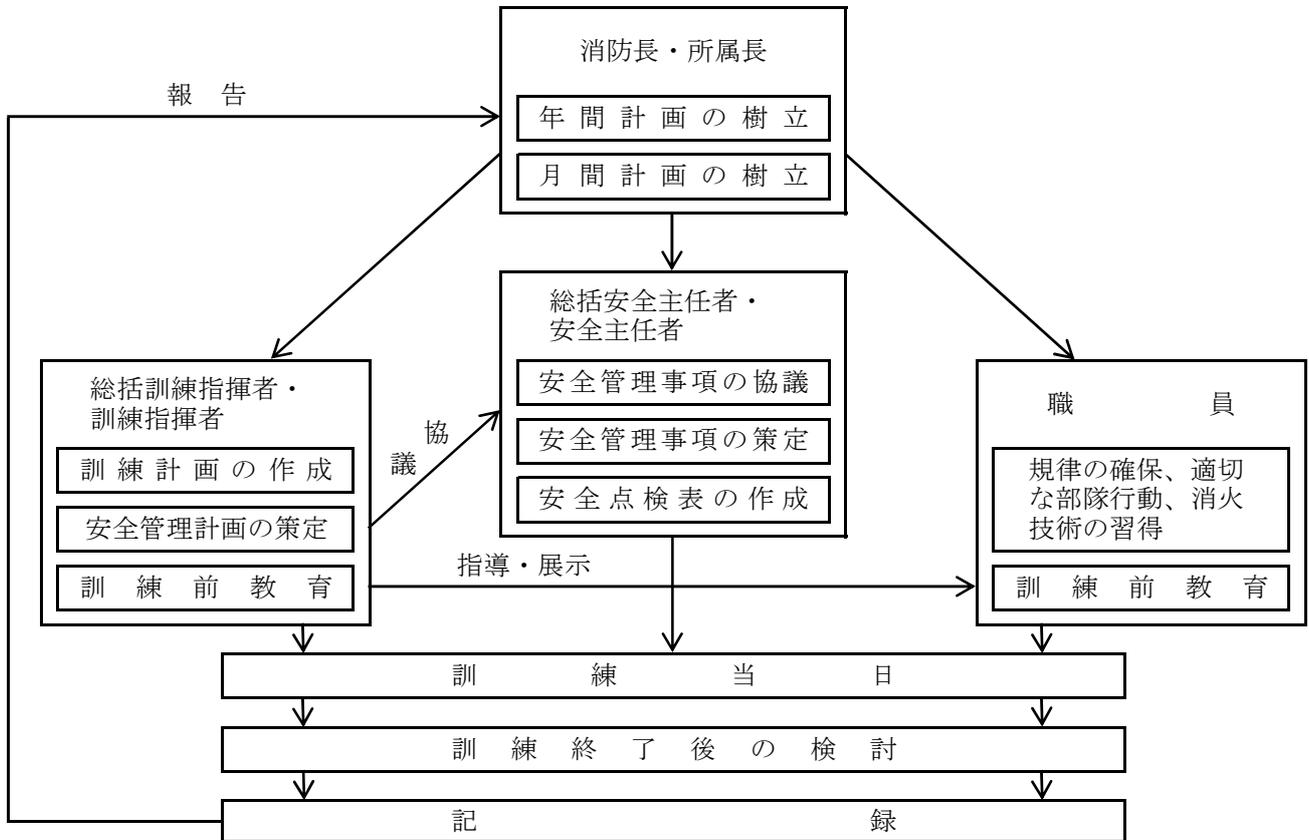
附 則

この要綱は、昭和 年 日から施行する。

別表 安全点検表

区分	チェック内容
<p>訓練計画時及び実施前</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施場所は適当か</li> <li>○ 使用施設は安全か</li> <li>○ 種目内容に無理はないか</li> <li>○ 指揮系統、進行管理に無理はないか</li> <li>○ 職員の編成はこれでよいか</li> <li>○ 職員は訓練等の種目、内容に応じた人選をしているか</li> <li>○ 職員の健康状態は良好か</li> <li>○ 職員の服装はこれでよいか</li> <li>○ 使用機器の種類、数量はこれでよいか</li> <li>○ 保護資材の活用はこれでよいか</li> <li>○ 使用材料はその特性に応じた取扱いをしているか</li> <li>○ 使用機器は有効に使用できるか</li> <li>○ 警戒員の配置の必要はないか</li> <li>○ 緊急時の救護態勢の必要はないか</li> <li>○ 降雨、降雪等の気象状況に対する配慮はこれでよいか</li> <li>○ 職員に訓練等の実施要領を周知徹底したか</li> <li>○ 訓練等の規模、内容及び特性に応じた安全教育を実施したか</li> <li>○ 職場安全衛生委員会を開催する必要はないか</li> <li>○ 職員の服装点検及び準備運動は実施したか</li> <li>○ 職員の健康状態に異常はないか</li> <li>○ 職員は訓練等の実施要領を熟知しているか</li> <li>○ 実施場所は整理整頓されているか</li> <li>○ 使用施設の事前点検は実施したか</li> <li>○ 使用機器及び使用材料の事前点検は実施したか</li> <li>○ 保護資材の事前点検は実施したか</li> <li>○ 使用機器及び使用材料の特性に対する措置はこれでよいか</li> <li>○ 警戒員の配置はこれでよいか</li> <li>○ 降雨、降雪等の気象状況に対する措置はこれでよいか</li> <li>○ 職員に対して訓練等実施中の安全確保について再徹底したか</li> <li>○ 安全管理補助員に対して安全管理事項の再指示をしたか</li> <li>○ 安全管理補助員の配置はこれでよいか</li> </ul>
<p>訓練等実施中</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の服装に乱れはないか</li> <li>○ 職員に疲労はみられないか</li> <li>○ 職員は冷静な行動をしているか</li> <li>○ 職員は常に安全意識をを持って行動しているか</li> <li>○ 進行管理に無理が生じていないか</li> <li>○ 指揮統制は確保されているか</li> <li>○ 現場規律は保持されているか</li> <li>○ 保護資材は有効に活用されているか</li> <li>○ 使用機器及び使用材料に係る危険性が生じていないか</li> <li>○ 使用施設に損傷は見られないか</li> <li>○ 使用機器に損傷、故障は生じていないか</li> <li>○ 降雨、降雪等の気象状況に対する措置を変更、修正する必要はないか</li> <li>○ 安全管理補助員の職員に対する安全指導は適切か</li> <li>○ 安全管理補助員の監視体制はこれでよいか</li> </ul>
<p>訓練等終了後</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の健康状態に異常はないか</li> <li>○ 使用施設を点検したか</li> <li>○ 使用機器を点検したか</li> <li>○ 使用材料は安全に処理したか</li> <li>○ 安全管理はこれでよかったか（反省、検討）</li> <li>○ 職場安全衛生委員会を開催して、反省、検討する必要はないか</li> </ul>

# 訓練時安全管理要綱のフローチャート





## 「消防操法の基準」に関する「訓練時における安全管理マニュアル」掲載状況

名 称		制定年月	マニュアル 記載	
消 防 用 器 具 操 法	火 災 防 ぎ よ 器 具 操 法	筒先操作	昭和47年 5月	○
		手びろめによるホース延長操作	昭和47年 5月	○
		ホースカーによるホース延長操作	昭和47年 5月	○
		吸管操作	昭和47年 5月	○
		とび口操作	昭和47年 5月	○
	はしご操作	昭和47年 5月	○	
	空気呼吸器操作	昭和47年 5月	○	
	結索操作	昭和47年 5月	○	
消 防 ポ ン プ 操 法	ポンプ車操作	昭和47年 5月	○	
	タンク車操作	昭和47年 5月	○	
	小型ポンプ操作	昭和47年 5月	○	
は し ご 自 動 車 操 法	はしご車操作	昭和47年 5月	○	
	屈折はしご車操作	昭和47年 5月	○	
消防艇操作		昭和47年 5月	×	

## 「消防救助操法の基準」に関する「訓練時における安全管理マニュアル」掲載状況

名 称		制定（追加）年月	マニュアル 記載	
消 防	空気呼吸器操法	昭和53年 9月	○	
	酸素呼吸器操法	昭和63年12月	○	
	送排風機操法	昭和63年12月	×	
	油圧式救助器具操法	昭和53年 9月	○	
	大型油圧救助器具操法	昭和63年12月	×	
	マンホール救助器具操法	平成10年 2月	×	
	マット型空気ジャッキ操法	昭和63年12月	×	
	可搬式ウインチ操法	昭和53年 9月	○	
	ガス溶断器操法	昭和63年12月	×	
	エンジンカッター操法	昭和53年 9月	○	
救 助	チェーンソー操法	昭和63年12月	×	
	空気鋸操法	昭和63年12月	×	
	空気切断機操法	平成10年 2月	×	
	削岩機操法	昭和63年12月	×	
	携帯用コンクリート破壊器具操法	平成10年 2月	×	
	救命ボート操法	昭和63年12月	×	
	救命索発射銃操法	昭和53年 9月	○	
	簡易画像探索機操法（一）	平成10年 2月	×	
	簡易画像探索機操法（二）	平成10年 2月	×	
	基 本 操 法	ロ ー プ 操 法	結索操法	昭和53年 9月
降下操法			昭和53年 9月	○
登はん操法			昭和53年 9月	○
渡過操法			昭和53年 9月	○
確保操法			昭和53年 9月	○
は し ご 操 法		三連はしご操法	昭和53年 9月	○
		かぎ付はしご操法	昭和53年 9月	○
人 て い 操 法		依託人てい（一てい二人）操法	昭和63年12月	×
		依託人てい（一てい三人）操法	昭和63年12月	×
		空間人てい操法	昭和63年12月	×
はしご車基本操法		昭和53年 9月	○	

名 称		制定（追加）年月	マニュアル 記載	
消 防 救 助 操 法  助 応 用 操 法	高 所 救 助 操 法	かかえ救助操法	昭和63年12月	×
		応急はしご救助操法	昭和53年 9月	○
		はしご水平救助操法（一）	昭和63年12月	×
		はしご水平救助操法（二）	昭和63年12月	×
		一箇所吊り担架水平救助操法	昭和63年12月	×
		応急はしご車救助操法	昭和53年 9月	○
		はしご車による多数救助操法	昭和53年 9月	○
	低 所 救 助 操 法	立て坑救助操法	昭和53年 9月	○
		横坑救助操法	昭和53年 9月	○
		はしごクレーン救助操法	昭和63年12月	×
		重量物吊り上げ救助操法	平成10年 2月	×
	濃 煙 中 救 助 操 法	検索救助操法（一）	昭和53年 9月	○
		検索救助操法（二）	昭和53年 9月	○
		緊急救助操法	昭和53年 9月	○
搬送操法		昭和53年 9月	×	
座 屈・ 倒壊 建物 救 助 操 法	倒壊木造建物救助操法	平成10年 2月	×	
	座屈耐火建物救助操法	平成10年 2月	×	